事業者の皆様へ

産業医を選任するにあたって、産業医の職務をあらためてご確認ください



産業医は、労働安全衛生規則第 14 条第１項、同則第 15 条、同則第 52 条の２第３項及び安衛法第 18 条により、次に掲げる職務を行う必要あります。

よって、少なくとも毎月１回以上、事業場を訪問し、活動を行います。

【産業医の職務】

⑴　健康診断の実施とその結果に基づく措置※則 14①（⑼まで同じ）

⑵　長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置

⑶　ストレスチェックとストレスチェックにおける高ストレス者への面接指導とその結果に基づく措置

⑷　作業環境の維持管理

⑸　作業管理

⑹　上記以外の労働者の健康管理

⑺　健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置

⑻　労働衛生教育

⑼　労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置

⑽　定期巡視※則 15

・少なくとも**毎月１回**作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる。

ただし、産業医が、事業者から、毎月１回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも２月に１回

一　労働安全衛生規則第 11 条第１項の規定により「衛生管理者が行う巡視の結果」
：衛生管理者が週１回以上作業場等を巡視した結果の情報

二　一に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な場合であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの（とともに、改正省令により新たに規定された「休憩時間を除き１週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が１月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」）※（　）内は行政通達

⑾　衛生委員会又は安全衛生委員会への出席※法 18

・産業医は、衛生委員会又は安全衛生委員会の委員（構成員）である。

・衛生委員会又は安全衛生委員会を**毎月１回以上**開催するようにしなければならない。

⑿　長時間労働者に関する情報の把握※則 52 条の 2③

※則 14①：労働安全衛生規則第 14 条第１項 ※則 15　：労働安全衛生規則第 15 条 ※法 18　：労働安全衛生法第 18 条 ※則 52 の２③：労働安全衛生規則第 52 条の２第３項

産業医の職務の詳細については、「中小企業事業者のために産業医ができること」（独立行政法人　労働者健康安全機構　2021.8.10（初版　2019 年３月））及び「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成８年 10 月１日公示（最終改正　平成 29 年４月 14 日）によりご確認ください。

（中小企業事業者のために産業医ができること）



URL：
https://www.johas.go.jp/wp-content/uploads/2026/03/2025sangyouikatuyouseminer.pdf

（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）



URL：
ttps://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K170417K0020.pdf

独立行政法人 労働者健康安全機構
青森産業保健総合支援センター

所在地　青森市古川２丁目 20-３
電　話　017-731-3661　FAX　017-731-3660
ＭＡＩＬ　sanpo02@aomoris.johas.go.jp